

○ひたちなか市産業復興推進のための固定資産税の特別措置に関する条例

平成24年3月29日

条例第10号

改正 平成28年3月25日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、固定資産税についてひたちなか市市税条例（平成6年条例第39号。以下「市税条例」という。）の特例を定め、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づく課税免除の措置を講ずることにより、市内の優れた産業基盤の有効活用及び新しい産業の集積を促進し、産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図り、もって東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの市内産業の復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「立地地域」とは、市内の次に掲げる区域をいう。

(1) ひたちなか地区復興産業集積区域（次に掲げる区域をいう。以下同じ。）

ア 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第2条第5項に規定する工業団地造成事業（以下「工業団地造成事業」という。）により造成された常陸那珂工業団地の区域

イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区の区域

ウ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定に基づき常陸那珂土地区画整理事業が施行された区域

(2) ひたちなか地区周辺復興産業集積区域（工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地のうち山崎工業団地の区域をいう。以下同じ。）

(3) 勝田第一工業団地及び周辺地区復興産業集積区域（工業団地造成事業により造成された勝田第一工業団地の区域並びにこれに隣接する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域（以下それぞれ「準工業地域」及び「工業地域」という。）の区域をいう。以下同じ。）

(4) 勝田第二工業団地復興産業集積区域（工業団地造成事業により造成された勝田第二工業団地の区域をいう。以下同じ。）

(5) 勝田駅西口周辺地区復興産業集積区域（大字市毛，大字堀口，大字東石

川及び大字武田地内の区域にわたる都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）の区域並びにこれに隣接する大字田彦，大字市毛，大字堀口，大字東石川及び西大島1丁目地内の区域にわたる準工業地域の区域をいう。以下同じ。）

（6） 勝田駅東口周辺地区復興産業集積区域（大字武田及び大字勝倉地内の区域にわたる工業専用地域の区域をいう。以下同じ。）

（7） 津田地区復興産業集積区域（津田東2丁目地内の工業地域の区域をいう。以下同じ。）

（8） 水産加工団地復興産業集積区域（沢メキ，道メキ及びナメシ地内の区域にわたる工業専用地域の区域をいう。以下同じ。）

（9） 那珂湊漁港周辺地区復興産業集積区域（湊本町及び海門町1丁目地内の区域にわたる準工業地域並びに和田町3丁目地内の工業地域の区域をいう。以下同じ。）

2 この条例において「特定業種」とは，別表に掲げる大分類の業種の区分に応じ，それぞれ同表に掲げる中分類の業種のうち立地地域ごとに同表で指定するものをいう。

3 この条例において「対象設備」とは，次に掲げる要件を満たす施設又は設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で，その取得価額の合計額が2,700万円を超えるものをいう。

（1） 特定業種に属する事業の用に供するものであること。

（2） 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第2条に規定する原子力発電施設等に係るものでないこと。

4 この条例において「対象設備設置者」とは，特定業種に属する事業を行う者で対象設備の立地地域内における新設又は増設（事業の合併，分割又は既存対象設備の更新によるものを除く。以下「新增設」という。）をしたものをいう。

5 この条例において「特例資産」とは，新增設をした対象設備である家屋及び償却資産（地方税法第341条第4号に規定するものをいい，ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して3年以内に当該家屋の建設の着手があった土地に限る。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる者については，この条例の規定は，適用しない。

(1) 市税の滞納がある者

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の適用を受けることが適当でないと市長が認める者

(課税免除)

第4条 対象設備設置者が特例資産を平成33年3月31日までに取得した場合（製造業を除く特定業種に属する事業を行う対象設備設置者にあつては、対象設備を当該事業に供したことにより雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）が5人以上増加したときに限る。）は、当該特例資産に対しては、市税条例第54条の規定にかかわらず、対象設備の新增設をした日の属する年の翌年の4月1日の属する年度（当該新增設をした日が1月1日の場合は、同日の属する年の4月1日の属する年度）以後5年度間（以下「対象年度」という。）に限り、市税条例第62条の規定により計算した額は、これを課さない。

(申請)

第5条 前条の規定の適用を受けようとする対象設備設置者（以下「申請者」という。）は、各対象年度の初日の属する年の1月末日までに市長に申請しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、審査の上、その処分を決定し、申請者に通知するものとする。

(措置の取消し)

第7条 市長は、第4条の規定の適用を受ける者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同条の規定による措置を取り消すことができる。

(1) 事業を休止し、又は廃止したとき。

(2) この条例に定める要件を欠くに至ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の適用を受けることが適当でないと市長が認めたとき。

(ひたちなか市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例との関係)

第8条 ひたちなか市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成15年条例第26号。以下「立地地域特措条例」という。）第3条の規定の適用を受けることができる者に対する第4条の規定の適用については、同条中「市税条例第62条の規定により計算した額」とあるのは「立地地域特措条例第3条の規定により計算した額」とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（ひたちなか市産業集積促進条例の失効に伴う経過措置）
- 施行日前においてひたちなか市産業集積促進条例（平成15年条例第25号）付則第2項の規定による失効前の同条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する特定資産を取得し、旧条例第2条第3号に規定する特定施設の新増設をした者のうち、平成26年度以後の旧条例第3条に規定する産業集積促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の対象となっているものについては、これを対象設備設置者とみなして、当該奨励金の交付の対象となる特定資産に対して課される当該各年度の前年度分の固定資産税についてこの条例の規定を適用する。
- 施行日前に旧条例第2条第4号に規定する特定資産を取得し、施行日以後に旧条例第2条第3号に規定する特定施設の新増設をした者（特定業種に該当しない業種の者に限る。）が旧条例第3条第1項各号に掲げる要件を満たす場合においては、当該新増設をした者を対象設備設置者と、当該特定資産を特例資産とそれぞれみなして、当該特定資産に対して課される各対象年度分の固定資産税についてこの条例の規定を適用する。

付 則（平成28年条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

大分類	中分類	立地地域									
		ひたちなか区興業積域	たちなか地区興業積域	ひたちなか地区興業積域	勝田第一工業団地復興地区	田勝第一工業団地復興地区	勝田第二工業団地復興地区	田勝西口周地復興地区	勝田西口周地復興地区	津田東地区復興積区域	水産加工団地復興積区域

			域	産 業 集 積 区 域		域	域			
漁業	漁業									○
	水産養殖業									○
製造業	食料品製造業	○	○		○				○	○
	飲料・たばこ・飼料製造業	○	○		○				○	○
	繊維工業	○	○	○	○			○	○	○
	木材・木製品製造業	○	○		○					
	家具・装備品製造業	○	○		○					
	パルプ・紙・紙加工品製造業	○	○		○					
	印刷・同関連業	○	○		○	○	○			
	化学工業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石油製品・石炭製品製造業	○	○	○	○	○	○	○		
	プラスチック製品製造業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ゴム製品製造業	○	○	○	○	○	○	○		
なめし革・同製品・毛皮製	○	○								

造業									
窯業・土石 製品製造 業	○	○	○	○	○	○	○		
鉄鋼業	○	○	○	○	○	○	○		
非鉄金属 製造業	○	○	○	○	○	○	○		
金属製品 製造業	○	○	○	○	○	○	○		
はん用機 械器具製 造業	○	○	○	○	○	○	○		
生産用機 械器具製 造業	○	○	○	○	○	○	○		
業務用機 械器具製 造業	○	○	○	○	○	○	○		
電子部 品・デバイ ス・電子回 路製造業	○	○	○	○	○	○	○		
電気機械 器具製造 業	○	○	○	○	○	○	○		
情報通信 機械器具 製造業	○	○	○	○	○	○	○		
輸送用機 械器具製 造業	○	○注1	○注2	○注1	○注1	○注1	○注2		
その他の 製造業	○	○注3	○	○注3	○注3	○注3	○		

電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	○								
情報通信業	通信業	○	○							
	放送業	○	○							
	情報サービス業	○	○							
	インターネット随サービス業	○	○							
	映像・音声・文字情報制作業	○	○							
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	○	○	○	○	○	○	○		
	水運業	○								
	航空運輸業	○	○							
	倉庫業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運輸に附帯するサービス業	○	○	○	○	○注4	○注4	○		
卸売業、小売業	各種商品卸売業	○	○		○	○	○			
	繊維・衣服等卸売業	○	○							
	飲食料品卸売業	○	○		○				○	○
	建築材料、鉱物・金属材料等卸	○	○	○	○	○	○			

	売業									
	機械器具 卸売業	○	○	○	○	○	○			
	その他の 卸売業	○	○	○	○				○	○
	各種商品 小売業									○注5
	飲食料品 小売業									○注5
	その他の 小売業									○
学術研 究，専 門・技術 サービ ス業	学術・開発 研究機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)

- 1 管理，補助的経済活動を行う事業所，自動車・同附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業に限る。
- 2 自動車・同附属品製造業及び産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業に限る。
- 3 時計・同部分品製造業，パレット製造業，工業用模型製造業及び情報記録物製造業に限る。
- 4 港湾運送業及び梱包業に限る。
- 5 水産物の小売を行うもの及び対象設備設置者の事業所内において当該対象設備設置者の製品を紹介するために小売を行うものに限る。

(備考)

- 1 立地地域ごとに特定業種として指定するものに○を表記している。
- 2 業種の分類及び名称は，統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類によるものとする。